

## 富田林市観光公式 Instagram アカウント「とんだばやし\_とりっぷ@富田林観光情報」運用指針

富田林市観光公式 Instagram アカウント「とんだばやし\_とりっぷ@富田林観光情報」(以下、「本アカウント」といいます。)の運用に当たり、以下のとおり指針を定めます。この指針は、本アカウントを利用されるすべての方に適用されます。

### 1, 目的

この指針は、富田林市産業まちづくり部商工観光課(以下、「本課」といいます。)が開設する本アカウントを適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とします。

### 2, めざす成果

ソーシャルネットワークサービスである Instagram を活用し、富田林市(以下、「本市」といいます。)の観光資源や特産品などを写真や動画、また、英字を含めて発信することを通じて、Instagram のメインユーザーである若者世代及び訪日外国人観光客への認知度獲得と来訪者増加を目指すものです。

### 3, 運用体制

- (1) アカウント名 : osaka\_tondabayashi\_trip
- (2) URL : [https://www.instagram.com/osaka\\_tondabayashi\\_trip/](https://www.instagram.com/osaka_tondabayashi_trip/)
- (3) アカウント管理 : 本課
- (4) 運用担当 : 富田林市産業まちづくり部商工観光課係員(以下、「本課係員」といいます。)

### 4, 投稿内容

- (1) 本市内に存在する観光資源
- (2) 本市内で開催される観光に関連するイベント・行事
- (3) 本市の特産品
- (4) その他、本市の観光情報における目的に寄与すること

### 5, 運用方法

- (1) 発信するコンテンツは、本課係員が作成します。
- (2) コンテンツは本課が事前に内容を確認し、必要に応じて校正を行ったうえで、本課係員が投稿します。なお、「4. 投稿内容」から逸脱した投稿は、行いません。
- (3) 閲覧者は、本アカウントに投稿できません。
- (4) コメントやダイレクトメッセージに対する返信は、原則行いません。ただし、観光案内に関するお問い合わせのコメントやダイレクトメッセージに関しては、本課直接のお問い合わせとして取り扱い、返信をする場合があります。
- (5) 本アカウントがめざす成果の向上に資すると本課が判断した他の Instagram アカウント投稿には、必要に応じて「リポスト」を行う場合があります

(6)本アカウントは必要に応じて、他のアカウントのフォローを行います

## 6. 投稿を禁止する事項

以下のいずれかに該当するコンテンツは投稿しません。

- ①法令等に違反する、又はその恐れがあるもの
- ②公序良俗に反するもの
- ③人種・思想・信条等を差別する又は差別を助長するもの、その恐れがあるもの
- ④個人のプライバシーを侵害する又はその恐れがあるもの
- ⑤個人及び団体等を含む第3者を誹謗中傷若しくは差別するもの又はその恐れがあるもの
- ⑥個人及び団体等を含む第3者の権利を侵害するもの
- ⑦個人及び団体等を含む第3者に不利益が生じるもの
- ⑧直接的に特定の個人又は団体等を含む第3者の利益創出に資するもの
- ⑨政治又は宗教活動を助長するもの
- ⑩特定の思想又は信条等を表現するもの
- ⑪虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- ⑫事実に基づかない単なる噂や噂を助長させるもの
- ⑬公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるもの
- ⑭Instagram 利用規約に反するもの

## 7. 個人情報の取り扱い

本アカウントの運営にかかり本市が取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年富田林市条例第31号)に基づき厳重かつ適正に管理します。

## 8. その他

- (1)本アカウントに掲載する全ての情報の知的財産権は、本市又は情報の著作権者に帰属します
- (2)本市は、本アカウントにおける掲載情報の正確性、完全性、有用性には最新の注意を払いますが、それを保証する義務は負いません
- (3)本市は、利用者又は利用者以外の第3者が本アカウントの掲載情報を利用したことに起因して利用者又は利用者以外の第3者が被った損害について、いかなる場合でも一切責任を負いません
- (4)本市は、本アカウントに関連して利用者間又は利用者と利用者以外の第3者間で紛争が発生した場合には一切責任を負いません
- (5)本市は、掲載情報を変更又は削除する場合には事前の告知を行いません
- (6)本市は、予告なくこの指針を変更する場合があります

この運用指針は令和4年10月14日から施行する。

この運用指針は令和5年12月6日から施行する。